

## 4.2.3 教育内容・方法 .....

### 4.2.3.1 カリキュラムの編成

#### 【評価項目 6-1-1】 教育課程

- (必須要素) カリキュラムの編成方針と教育理念・目的との関係
- (必須要素) カリキュラムの体系性と教育理念・目的との関係
- (必須要素) 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- (必須要素) 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- (選択要素) 創造的な教育プロジェクトの推進状況

#### 【評価項目 6-1-4】 単位互換/単位認定等

- (必須要素) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

#### 【評価項目 6-1-8】 生涯学習への対応

- (選択要素) 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

#### <2003年度に設定した目標>

1. ロースクール発足後における法学研究科の教育理念・目的に沿った新たなカリキュラム編成をすること。
2. 新たなカリキュラムのもとで発足させる公共政策プログラムを、経済学研究科との連携を強めながら、全学的な位置づけの下で充実させてゆくこと。その一環として、官公庁でのインターンシップを開設する準備を進めること。
3. ロースクール修了者の博士後期課程への進学ないし編入の動向を見極め、制度的対応をはかること。
4. 魅力ある個性的カリキュラムの開発に努め、学生定員の充足率を高めること。

#### (現状の説明)

##### 1. 教育課程

(1) 2004年度からのロースクール制度発足に伴い、法学研究科を取り巻く状況は大きく変わってきている。その状況の中で、法学研究科の理念である「ソーシャル・アプローチ」及び本学のスクールモットー“Mastery for Service（奉仕のための練達）”の精神を身につけた研究者、高度専門職業人の養成という教育目標を達成するためには、法学・政治学の高度な専門科目を幅広く学習・研究させることが肝要であり、多様な人材の育成に対応した柔軟なカリキュラム編成が必要である。このような観点に立ち、法学研究科は、2004年度から博士課程前期課程を以下のように改組した。

- ① まず、専攻を法学・政治学専攻の1専攻制とした。
- ② そして、研究者養成を目的とする「アカデミックコース」（Aコース）と、高度職業人養成を目的とする「エキスパートコース」（Eコース）の2コース制を設けた。
- ③ さらに、Eコースに4つの履修プログラムを導入した。すなわち、司法書士、税理士、企業法務担当者等の養成を目的とする「法律実務プログラム」、国家・地方公

務員、議員、NGO・NPO職員等の養成を目的とする「公共政策プログラム」、国際公務員、国際的ジャーナリスト、大学・地方公共団体などの交際交流要員等の養成を目的とする「国際関係プログラム」、ジャーナリスト、各種シンクタンク研究員、中学・高校教員等の養成を目的とする「自由研究プログラム」である。

このEコースの4つのプログラムは、学部教育におけるコース制（①司法、②ビジネス法務、③公共政策、④国際関係、⑤政治システムの5コース）に対応しており、学部教育との接続、発展を強く意識して設けられたものである。

(2) 博士課程後期課程においては、学生各自の専門性を重視する必要から、基礎法学専攻、民刑事法学専攻、政治学専攻の3専攻制をとっている。

(3) このような課程、コース、プログラムの特色を活かし、十分な教育効果を発揮するよう考慮して、カリキュラムが編成されている。その特色は次の点にある。

- ① 博士課程前期課程における専門性と総合性の調和と、後期課程における専門性の重視。
- ② 必要な言語・外国語運用能力の養成。
- ③ 公共政策プログラムに土曜・昼夜開講制を取り入れ、経済学研究科との連携・協力体制をとること。
- ④ 法律実務、公共政策、国際関係の各プログラムの枠組みにとらわれず、幅広い問題関心の下で个性的な研究に取り組む学生のための自由研究プログラムの設定。

(4) 各課程、コース、プログラムの授業科目および修了要件は以下のようになっている。

- ① 前期課程の修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、Aコースにあっては修士論文、Eコースにあってはリサーチペーパーの審査および最終試験に合格することである。各コース、プログラムの必修科目、選択必修科目、選択科目の授業科目および単位数、また、開講科目数および専任教員担当率は、下表のとおりである。

<2004年度以降入学学生適用の必修科目、選択必修科目、選択科目配分表>

アカデミックコース

必修科目	研究演習	8単位
	特定研究	4単位
	文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（羅）、文献研究（中）のうちから1言語	4単位
選択必修科目	必修科目以外から	14単位
修了単位数	合計	30単位

エキスパートコース（法律実務、公共政策、国際関係の各プログラム）

必修科目	リサーチ演習	8単位
	基礎文献研究（英）、文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（中）のうちから	2単位
	選択したプログラム提供科目から	12単位
選択科目	必修科目以外から	8単位
修了単位数	合計	30単位

エキスパートコース（自由研究プログラム）

必修科目	リサーチ演習	8単位
	基礎文献研究（英）、文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（中）のうちから	2単位
	選択科目	必修科目以外から
修了単位数	合計	30単位

<2004年度開講科目数、専任教員担当率>

	開講科目数		専任担当教員率(%)
必修科目	春学期	73	94.5
	秋学期	74	93.2
選択必修科目 および選択科目	春学期	50	76.0
	秋学期	46	71.7
	通年	1	100.0
全体		244	86.0

注) 上表からは、担当者複数科目(2科目)、実習科目(1科目)を除く。

② 後期課程の修了要件は、5年以上(博士課程前期課程または修士課程を修了した者は、当該課程における2年の在学期間を含む)在学し、必要な研究指導を受けたうえ、専門外国語学力の認定、博士論文の審査および最終試験に合格することである。後期課程においては修了必要単位数は特に定めていないが、各学年度に指導教授の研究演習を履修することとしている。

(5) 実務とのかかわりの中で実践的な研究・能力を開発する重要性の観点から、全学開講のインターンシップ制以外に、法学研究科独自のインターンシップ制である法務実習を設けており、法律事務所、司法書士事務所での研修を2単位として認めている。その他、実務との連携を進めるため実務家を非常勤講師として積極的に登用し、登記法特別演習は司法書士が、現代公共政策特論は兵庫県職員が担当している。

(6) 法学研究科としては、後期課程において、ロースクール修了者が出る2006年度以降、同修了者をどのように受け入れるかが課題となる。入試科目について、新司法試験合格者と未合格者では区別するのか、前期課程からの進学者とは区別するのかという問題について、2004年度から大学院問題検討委員会でこの問題を取り上げて検討している。他大学法学研究科の動きや、ロースクールの意向などの情報収集も必要であり、未だ結論は出ていない。

## 2. 単位互換／単位認定等

多様な専門科目を幅広く履修させるという観点から、公共政策プログラムで経済学研究科との共同開講科目を多数用意している。さらに、関西四大学(関西学院大学・関西大学・同志社大学・立命館大学)の大学院の間で単位互換協定が結ばれ、大学院学生の授業科目履修交流を1966年4月から実施している。

本学と協定のある外国の大学の大学院または本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学する場合、当該学生が留学先大学院等で修得した単位を10単位まで認定されることとなっているが、法学研究科から過去3年間に大学院の交換留学および認定留学をした学生はいない。(「4.2.4 国際交流」参照)

## 3. 生涯学習への対応

生涯教育の取り組みとしては、社会人入試を実施し、社会人が受験しやすいよう試験日を土曜日に設定している他、聴講生制度を活用している。また、公共政策プログラムにおいては土曜・昼夜開講制を取り入れ、授業の一部を大阪梅田キャンパスや、西宮市大学交流センターで開講して、社会人が受講しやすいよう配慮している。

#### (点検・評価の結果)

1. 目標1については、新カリキュラム編成がなされ、改善されている。
2. 目標2については、経済学研究科との連携は既に達成したが、官公庁でのインターンシップ開設についてはいまだなされていない。
3. 目標3については、現在のところはその検討が始まったばかりである。
4. 目標4については、2005年度の前期課程入学者は30名となって2004年度よりは増加し、少しずつ改善がなされている。
5. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度により、2005年度は、同志社大学大学院から4名、立命館大学大学院から1名の履修生が法学研究科の授業を履修している。この制度は数少ない大学院間交流であり、かつ、大学院間単独の交流ではない点に意味がある。

#### (改善の具体的方策)

1. 目標2については、全学的に既に実施されているインターンシップとの関係を考慮しつつ、法学研究科独自のカリキュラムとして、大学院問題検討委員会等で検討していく。
2. 目標3については、2005年度当初より、2006年度入試のために、ロースクール修了者を対象とする後期課程入学試験制度を、試験科目や配点などについて、他大学の状況も考慮しながら検討する。
3. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度を、大学院学生の研究活動活性化のためにも、今後もさらに活発な交流がなされるようアピールしていく。

### 4.2.3.2 教育・研究指導のあり方

#### 【評価項目 6-2-3】 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(必須要素) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

#### 【評価項目 6-2-4】 研究指導等(学生の研究活動への支援を含む)

(必須要素) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

(必須要素) 学生に対する履修指導の適切性

(必須要素) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

(選択要素) 複数指導制を採っている場合における教育研究指導責任の明確化

(選択要素) 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

(選択要素) 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

(選択要素) 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適した研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

(選択要素) 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

(選択要素) 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性